

平成14年度厚生労働省税制改正要望（評価書）

制度名	中小企業退職金共済制度の改正に伴う税制上の所要の措置（特定業種退職金共済制度の掛金日額の範囲について）			
要望の内容	<p>特定業種退職金共済制度の掛金日額の範囲について、現行の120円～450円から300円～800円に引き上げること。</p> <table border="1" data-bbox="852 436 1500 593"> <tr> <td data-bbox="852 436 1023 593">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1023 436 1500 593">- 万円</td> </tr> </table>		減税見込額 (平年度)	- 万円
減税見込額 (平年度)	- 万円			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 中小企業退職金共済制度における退職金額の向上を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行の法律で定める掛金日額の範囲は120円以上450円以下とされており、具体的な掛金日額については、勤労者退職金共済機構が特定業種退職金共済規程において、各特定業種ごとに定めることとされている。 このうち林業退職金共済制度について、平成13年9月より掛金日額が最高の450円まで引き上げられたこと等から、法律で定める掛金日額の範囲が、今後の各業界の実態に応じた掛金日額の引上げを妨げることのないよう、引き上げる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性（公平性・優先性等） 掛金日額の範囲が昭和55年以降引き上げられていない一方、一般の賃金水準は、昭和55年と比較して約1.8倍となっている。 掛金日額の下限については、現在定められている最低額である300円にあわせて引き上げることとする。</p> <p>(4) 要望の効率性 特定業種退職金共済制度における、各特定業種ごとの掛金日額については、勤労者退職金共済機構が、関係業界等の意見を反映させた上で、法定の掛金日額の範囲内で自主的に定めることとされているため、法定の掛金日額の範囲を引き上げることにより、業界の実態に応じた掛金日額の引上げが可能となる。</p>			
政策の達成目標	賃金水準の上昇等にあわせて、特定業種退職金制度の退職金額の向上を図ること。			
当該要望項目以外の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掛金の損金算入又は必要経費扱い</li> <li>・ 退職所得控除</li> </ul>			
担当課名	（担当課）労働基準局勤労者生活部勤労者生活課			